

(第一類 第五号)

第二百一回国会 財務金融委員会議録 第十八号

(二六七)

令和二年六月九日(火曜日)

午後四時十五分開議

出席委員

委員長

田中 良生君

理事

あかも二郎君

理事

うえの賀一郎君

理事

藤丸 敏君

理事

古本伸一郎君

理事

穴見 陽一君

井上 貴博君

今枝宗一郎君

小泉 龍司君

鈴木 勝人君

辻 清人君

宗清 皇一君

森田 忠史君

海江田万里君

清水 忠延君

櫻井 映夫君

野田 佳彦君

石井 俊和君

日吉 雄太君

青山 隆生君

岸本 周平君

階 猛君

日吉 啓一君

石井 啓太郎君

松生 太郎君

井上 貴博君

松本 洋平君

白川 俊介君

中島 淳一君

栗田 照久君

政府参考人  
(金融庁企画市場局長)  
政府参考人  
(金融監督局長)

政府参考人  
(經濟産業省大臣官房審議官)

第一類第五号 財務金融委員会議録第十八号 令和二年六月九日

政府参考人  
(中小企業庁次長) 鎌田 篤君

政府参考人  
(国土交通省道路局次長) 長橋 和久君

政府参考人  
(国土交通省鉄道局次長) 寺田 吉道君

参考人  
(日本銀行總裁) 黒田 東彦君

財務金融委員会専門員 齋藤 育子君

同(穀田恵二君紹介)(第六三〇号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第六七七号)

同(笠井亮君紹介)(第六七八号)

同(穀田恵二君紹介)(第六七九号)

同(志位和夫君紹介)(第六八〇号)

同(清水忠史君紹介)(第六八一號)

同(塙川鉄也君紹介)(第六八二号)

同(田村貴昭君紹介)(第六八三号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第六八四号)

同(細野君枝君紹介)(第六八五号)

同(藤野保史君紹介)(第六八六号)

同(穀田恵二君紹介)(第六八七号)

同(宮本徹君紹介)(第六八八号)

同(本村伸子君紹介)(第六八九号)

同(宮本徹君紹介)(第六九〇号)

同(清水忠史君紹介)(第六九一號)

同(高橋千鶴子君紹介)(第六九二号)

同(細野君枝君紹介)(第六九三号)

同(井田貴昭君紹介)(第六九四号)

同(穀田恵二君紹介)(第六九五号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第六九六号)

同(細野君枝君紹介)(第六九七号)

同(井田貴昭君紹介)(第六九八号)

同(穀田恵二君紹介)(第六九九号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第六九九号)

同(細野君枝君紹介)(第六九九号)

同(井田貴昭君紹介)(第六九九号)

同(穀田恵二君紹介)(第六九九号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第六九九号)

同(細野君枝君紹介)(第六九九号)

同(清水忠史君紹介)(第六九五号)

同(本村伸子君紹介)(第六九六号)

同(志位和夫君紹介)(第六九九号)

同(塙川鉄也君紹介)(第一〇〇一號)

同(塙野保史君紹介)(第一〇〇五号)

同(宮本徹君紹介)(第一〇〇二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一〇〇三号)

同(本村伸子君紹介)(第一〇〇四号)

同(塙野保史君紹介)(第一〇〇五号)

同(宮本徹君紹介)(第一〇〇六号)

同(本村伸子君紹介)(第一〇〇七号)

同(塙野保史君紹介)(第一〇〇八号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一〇〇九号)

同(細野君枝君紹介)(第一〇〇一〇号)

同(穀田恵二君紹介)(第一〇〇一〇号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一〇〇一〇号)

同(細野君枝君紹介)(第一〇〇一〇号)

同(穀田恵二君紹介)(第九九八号)

同(志位和夫君紹介)(第九九九号)

同(塙川鉄也君紹介)(第一〇〇一號)

同(塙野保史君紹介)(第一〇〇五号)

同(宮本徹君紹介)(第一〇〇六号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一〇〇七号)

同(細野君枝君紹介)(第一〇〇八号)

同(穀田恵二君紹介)(第一〇〇九号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一〇〇九号)

同(細野君枝君紹介)(第一〇〇九号)

同(穀田恵二君紹介)(第一〇〇九号)

消費税率を5%に引き下げ、複数税率・インボイス制度の即時廃止を求めるごとにに関する請願

消費税率を5%に引き下げ、複数税率・インボイス制度の即時廃止を求めるごとにに関する請願(本村伸子君紹介)

消費税率を5%に引き下げ、複数税率・インボイス制度の即時廃止を求めるごとにに関する請願(笠井亮君紹介)

消費税率を5%に引き下げ、複数税率・インボイス制度の即時廃止を求めるごとにに関する請願(近藤昭一君紹介)

消費税率を5%に引き下げを求めるごとにに関する請願(高橋千鶴子君紹介)

消費税率を5%に引き下げを求めるごとにに関する請願(清水忠史君紹介)

消費税率を5%に引き下げを求めるごとにに関する請願(塙野保史君紹介)

消費税率を5%に引き下げを求めるごとにに関する請願(細野君枝君紹介)

消費税率を5%に引き下げを求めるごとにに関する請願(穀田恵二君紹介)

消費税率を5%に引き下げを求めるごとにに関する請願(高橋千鶴子君紹介)

消費税率を5%に引き下げを求めるごとにに関する請願(細野君枝君紹介)

金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

他方で、既存の新型コロナ対応金融支援特別才  
能会員の方々に、より、新規の資金供給機関との連携を  
促進するため、民間部門に対する資金供給機関の発揮を支援する  
ものだというふうに思っております。

御指摘のとおり、新しい資金供給手段が非常にターゲットして、これは基本的に政府の資金繰り支援制度のバックファインансという面でござりますので、非常に有効だとは思いますけれども、従来のものも、支援の対象範囲が異なるなどありますので、引き続き両方を活用していく必要があるというふうに考えております。

言つて、最初の前提の前提というところであれだけ時間をかけられちやうと困るんですね、通告しているのに。数字も出し済るし。こういふうことは、委員長、ぜひ役所に対して指導してください。でないと質問時間が有効に使えませんので、ぜひ、委員長、よろしくお願ひします。

○田中委員長 次に、清水忠史君。  
○清水委員 日本共産党の清水忠史でございま  
す。

金融機能強化法一部改定案について質問をさせ  
ていただきます。  
金融機関に対し公的資金を注入する本改正案  
の仕組みは、東日本大震災後の特別措置と同じ内  
容であり、新型コロナウイルス感染症の影響によ  
り収入が急激に落ち込んだ中小零細業者の資金繰  
りを支援するために、金融機関の資金力を増強す  
ることが現時点では必要なことだと考えていま  
す。

そのような視点から、本改正案について二問質問します。

に、日本政策金融公庫や商工中金の相談窓口が大変混雑し、予約をとるだけで一ヶ月先といったことが常態化したり、また、審査方法が緊急時の対応となつてない、平時の対応のままだというようなこともあります。融資を受けけるまでに時間がかかり過ぎる、そういう問題がありました。五月一日から民間金融機関でもセーフティーネット融資など無利子無担保融資の受け付けが始まり、かなり改善されたと聞いております。しかし、今でも保証協会の認定書をとるのに時間がかかるところの苦情も伺っております。

そこで、お伺いします。

第二次補正予算案の事業費約百十七兆円には、中小企業なども含む日本の企業の資金繰り支援を拡充する予算が含まれました。融資審査の改善がなされているのか、約百十七兆円のうち中小企業向けの資金繰り支援について第二次補正予算などでいくら追加するのか、それから、第二次補正予算でのその事業規模の額及び一次補正との合計額について教えていただきたい。さらに、そのうち民間金融機関からの貸出しはどのくらい見積もっているのか。中小企業庁にお伺いしたいと思います。

○鎌田政府参考人 お答えいたします。

中小企業向けの資金繰り支援でございますけれども、第二次補正予算案の事業規模は約六十・七兆円、第一次補正予算との合計では九十八・九兆円になつております。このうち、御質問の民間金融機関を活用した融資制度の事業規模でございますけれども、第二次補正予算案では約二十八・二兆円、第一次補正予算との合計で五十二・五兆円となつてゐるところでございます。

以上でございます。

○清水委員 民間金融機関の貸出しが約五十三兆から五十四兆というふうに答弁がございました。

中小企業を資金繰りで支える上で、民間金融機関の役割は極めて重要だと思います。本改正案では、公的資金を使って金融機関に資本参加する際の条件が大幅に緩和されます。

そこで、麻生太郎金融担当大臣に伺いたいんで  
すが、資金がふえて金融機関の健全性が強化され  
たものの、地域経済を支える中小企業が選別され  
て破綻や倒産がふえれば、これは本末転倒だと思  
うんです。今回の特別措置で、中小企業向けの融  
資の拡大や条件緩和など、地域経済や中小企業支  
援対策の強化はどのように保証されるのか、ま  
た、金融機関が申請時に提出する経営強化計画は  
どう位置づけられているのか、そのような対策は  
そもそも審査の対象になつてているのか。以上につ  
いてお答えいただけますでしょうか。

○麻生国務大臣 今回の法案は、最初に申し上げ

に、金融機関自体が悪いわけじやありませんか  
ら、今は、内容が、資本として。  
少なくとも、今、中小企業等々が資金繰りに瀕  
しているというのに對して、支援をする銀行、金

融機関の方が支援をするだけの資金的余力がない、やるとバランスシートが債務超過になる等々、そういうことをあらかじめ防ぐために、金を貸さないということにならないようだして、とにかくこのことを申し上げているのであります。もとの趣旨はこっちですから。

したがいまして、私どもとしては積極的な資金繰りを行つて経済の再生を図つていけるようになると、いうのが趣旨ですから、私どもは、法案におきまして、経営強化計画におきましても中

か、何よりも金融機関に対する資本参加が地域経済の再生とか支援につながるようなものであります。

○清水委員 ぜひ、地域経済や中小企業の資金繰りを支えるよう、しっかりと金融機関をモニタリングしていただきますよう要望しておきたいと思います。

申請時の審査について、政府の答弁と違うという対応がいまだに行われているとの苦情を中小業者の皆さんから聞いております。とりわけ申請サポートセンターへコールセンターでの対応はひどい。例えば、確定申告書第一表に収入記載がない場合、代替する資料で判断すると答えていたるに、現場では、そんな話は聞いていないとか、未記入の場合は給付金は出ないと言われ追い返されるなどの話が出ていています。

事業開始から一ヶ月もたつて、なぜ審査の判断基準が現場で徹底できないのか、このことについて答弁をお願いします。

○松本副大臣 持続化給付金のサポート会場、またコールセンターの判断基準ということになりますけれども、まずもって、この事業の実施主体は、国であります。申請サポート業務及びコールセンター業務も含めまして、給付先との関係の責任は一義的に政府に帰し、また、委託契約に従いまして、業務の遂行について、国に対しても受託者であるサービスデザイン推進協議会が責任を持つというような形になつてゐるところであります。

また、このため、申請サポート会場やコールセンターの人員につきましても、サービスデザイン推進協議会から委託された電通が、業務につく前に、申請要領等をもとにしっかりと研修を行わせていただいております。

なるべく給付のスピードを上げるために統一的な対応を徹底しつつも、個別の審査については個々の事情に寄り添つた対応をさせていただいているところであります。いずれにいたしましても、申請サポートやコールセンターでの応対を始めとした業務が適切に実施され、少しでも早く審

査を経て給付が行われていくように取り組んでまいりたいと存じます。

○清水委員 決意はよくわかるんですけども、徹底されていないというのが問題なんですね。

ぜひ松本副大臣に聞いていただきたいんですけれども、例えば、五月二十八日、岐阜県内の事業者が、税務署の收受印のある白色確定申告書に収入金額が未記入のため、收支内訳書を添付して申請が受け付けられるかコールセンターに問合せしたところ、収入金額が未記入の場合は絶対出せんとの説明がなされた。

六月一日に大阪泉大津市にあるサポートセンターに申請を行った事業者が、応対した人から、申告書に売上げが書いてないのに受け付けできないと言われて帰らされた。

五月一日の初日に申請した京都の居酒屋さんです。二週間後に不備メールが届いた。收支内訳書を添付して送信した。しかし、再度不備メールが届いた。おかしいと思つてコールセンターに電話したが、なかなかつながらない。ようやくつながつてコールセンターで相談すると、收支内訳書ではだめだ、税務署の所得証明を出せと言われた。それで、税務署に出向き、税務署の所得証明をとつて送信したが、また不備メールが来たといふんですよ。もう経営者はノイローゼですよ。

中小企業の経営者の皆さんには、事業を維持するためには死になつて資金繰りを何とかしようとも頑張つておられるわけですね。皆さん一律に、持続化給付金の申請で、相談窓口で機械的にばちつと拒否されると、もう绝望的な気分になるというふうに言われているわけです。

一方月もたつて、この議論の場での答弁が、審査基準の判断が徹底できていないということ自身は実際起こっているのですから、副大臣、これは問題だと思いますか。

○松本副大臣 一刻も早く、迅速にこの給付金を事業者の皆さんにお届けをするということは極めて重要なことであるというふうに認識をしております。

一つ一つの個別のケースについて私の方でこの場でコメントをすることは差し控えさせていただきますが、ただ、この丁寧かつ迅速な

審査を徹底をするということが一番大事ではあります。通常よりも審査に時間を要する案件など

が存在をしているのも事実であります。

国といいましても、業務状況の報告などを求めるなどしっかりと監督をし、このスピードアッ

プを図つてまいりたいと存じます。

○清水委員 大臣、ちょっと議論を整理したいと思うんですが、迅速にするということはもちろん大事です。時間のかかる書類があるのは当然です。それは仕方がない部分もあると思います。しかし、申請できる、受け付けする資格はあると言

うことが私は問題なのではないですかという問題意識で伺つておるんですね。

雑誌記事によりますと、このサービスデザイン推進協議会から再々委託をされているこのスープーバイザーという派遣社員の方がこう言つておられるんですね。審査基準が毎日のように変更される、そして、スーパーバイザーとして来られる派遣社員が元請会社社員からバイオと同じ説明を毎朝受けているというんですね。最初に配られたA3二枚の説明書に手書きで書き足していくというふうですよ。これは事実ですか。

○鎌田政府参考人 お答えいたします。本給付金のその制度の運用におきまして、制度が何回か変わつてきている、細かい運用が微妙に変わつてきているということございますの

で、審査のスタッフにつきましては、最初に研修を行ないますけれども、制度の変更があるときによく現れるというふうに答弁されました。ならば、中小企業庁が責任を持つて、事務連絡やマニュアルなど統一した文書で、判断基準を統一する必要があるんじゃないですか。これをしないと、むしろ、

ここで全ての地域についてお答えすることができますので、状況を把握させていただきたいといふふうに考えております。

○清水委員 ぜひ把握していただきたいですね。

元請の担当職員から派遣会社社員のスーパーバイザーが説明を受け、千六百人から二千九百人の審査担当者の方々が、一日当たり全国で約最大五千六百人の申請サポート会場の職員がいるわけ

です。三百五十人のコールセンターの職員に、毎朝これは手書きの指示を出しているというふうで

すよ。

先ほど松本副大臣から言つていただきましたように、この持続化給付金の責任は、それは経産省、政府にあるというふうにお答えになられたわけですから、審査基準の変更について、やはり末端の、直接審査を担う人にまでその審査の判断基準が的確にやはり行かない、今私が述べているような問題が起こるということなんですよ。

例えば審査基準の変更があるときに、中小企業庁が、中企庁がサービスデザイン協議会に連絡をする。そうしたら、そこが今度は再委託先の電通に言う。電通は今度、電通ライブにそのことを伝えられる。電通ライブからまた発注されるパソコンに係る派遺社員が元請会社社員からバイオと同じ説明を信頼したいと思います。決して裏切らないでいなければなりません。

○清水委員 先ほども述べましたように、繰り返し不備メールが送られてくる人はもう本当に精神的に参つています。私は、今の松本副大臣の答弁を信用したいと思います。決して裏切らないでいただきたい。現場まで徹底していただきと。そうしたままに、この二次補正で組まれて、所得区分によつて今回申込みできなかつたフリーランスの方への持続化給付金、あるいはことし一月から三月に新規開業された方々への持続化給付金、さらには家賃支援、こうした申請についても同様のトラブルが発生するというふうに私は警鐘を鳴らしたいというふうに思います。

○鎌田政府参考人 だから、伝言ゲームをやつている間に、この国会の場です、こういう審査基準で審査の書類は受け付けるんだという国会答弁が反映されていないというのが大問題なんですよ。

ですから、せひこれは副大臣に答えていただきたいんですけども、きょうの午前中の予算委員会で梶山経済産業担当大臣は、サービスデザイン推進協議会との契約案項、これは第十一條一項により、審査要員の増員などの指示が、指示でくるというふうに答弁されました。ならば、中小企業庁が責任を持つて、事務連絡やマニュアルな

いいたします。

質問時間八分ですので、早速質問させていただきます。

○田中委員長 次に、美延映夫君。

今回の金融機能強化法の概略についてまずお伺

いいたします。

○美延委員 日本維新の会の美延映夫でございま

その個々の担当職員によって間違つた審査対応がなされるということを改善できないんじゃないですか。これはいかがでしょうか。提案です。

○松本副大臣 個々の事例に関してはちょっととコメントは差し控えさせていただくところでありますけれども、現場にしっかりと、我々の思いで

あつたりとか、さまざま、この国会で答弁をさせていただいたことも含めまして、しっかりと伝えていくということ、そして、その基準に基づいて、受給に値をする方、その要件を満たしている方にしっかりと資金が渡るということは極めて重要なことだと思いますので、ぜひ対応をどういう形でできるのか検討したいと思います。

○清水委員 先ほども述べましたように、繰り返し不備メールが送られてくる人はもう本当に精神的に参つています。私は、今の松本副大臣の答弁を信用したいと思います。決して裏切らないで

ください。現場まで徹底していただきと。そうしたままに、この二次補正で組まれて、所得区分によつて今回申込みできなかつたフリーランス

の方への持続化給付金、あるいはことし一月から三月に新規開業された方々への持続化給付金、さらには家賃支援、こうした申請についても同様の

トラブルが発生するというふうに私は警鐘を鳴らしたいと思います。

○鎌田政府参考人 ぜひ現場に徹底していただきと。そして、私の質問を終わります。

○田中委員長 次に、美延映夫君。

現在の金融機能強化法のもとで資本参加した実績は六千八百四十億円と伺つております。既に十二兆の枠があるわけで、期間を延長しても十分対応できる額なのではないかと思うのですが、三兆円上乗せして十五兆円にした根拠をまず教えてい